

平成26年 網走市議会
生活福祉委員会 会議録
平成26年10月31日（金曜日）

○日時 平成26年10月31日 午後3時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 子ども・子育て支援新制度にかかる教育標準時間（1号）認定を受けた子どもの利用者負担額の考え方について
2. その他

○出席委員（6名）

委員長	渡部 眞美
副委員長	立崎 聡一
委員	金兵 智則
	空 英雄
	松浦 敏司
	山田 俊美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議長	小田部 善治
副議長	山田 庫司郎

○傍聴議員（5名）

飯田 敏勝
小澤 陽平
近藤 憲治
佐々木 玲子
古都 宣裕

○説明者

副市長	大澤 慶逸
福祉部長	酒井 信隆
子育て支援課長	野呂 俊広

○事務局職員

事務局 局長	佐藤 明
次 長	吉田 正史
総務議事係長	岩尾 弘敏
係	松山 俊
係	田中 康平

○渡部眞美委員長 御苦労さまです。

ただいまより生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、子ども・子育て支援新制度にかかる教育標準時間（1号）認定を受けた子どもの利用者負担額の考え方についての議件1件です。

早速理事者より説明をお願いいたします。

○野呂俊広子育て支援課長 それでは、子ども・子育て支援新制度にかかる教育標準時間（1号）認定を受けた子どもの利用者負担額の考え方について御説明申し上げます。

この教育標準時間1号というのは、いわゆる幼稚園利用者を指しております。

新制度におきましては、来年から稼働させる予定でございます。

幼稚園にお子様を通わせる保護者にとって大変重要となります自己負担額、いわゆる月謝につきましての御説明でございます。

11月6日から市が行う幼稚園向けの保護者説明会、そして中旬には市内の幼稚園の入園説明会が控えていますことから、取り急ぎ幼稚園利用者の負担額の考え方につきまして御説明させていただくものです。

資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1. 法的根拠でございますが、下線部分、幼稚園、保育所の利用者負担の水準をもとに、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなっております。

その下の条文は省略いたしまして、次に国が定める水準額の考え方について御説明申し上げます。

2. に記載してございます。

まず、①入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均、幼稚園の場合も保育料と称しています。全国私立幼稚園の平均を年額30万8,000円と国では算出しています。

次に、②就園奨励事業の国の国庫補助基準でございます。

この就園奨励費でございますが、幼稚園にお子様を通わせる保護者に対しまして、その所得によって国と市から補助金が交付されるものでございます。所得の低い方は多くの補助金が交付され、逆に所得が高くなれば補助金は徐々に少なくなっていく仕組み

午後3時00分開会

みでございます。

③の水準額につきましては、記載してございますが、その①から②を差し引いたものを実負担額といたしまして、月額につきましては12カ月で除して示したものが、ページをおめくりいただきまして次のページの上段の表になってございます。

生活保護世帯につきましては利用者負担はなしと。市町村民税非課税世帯につきましては9,100円。市町村民税の所得割課税額が7万7,100円以下につきましては1万6,100円。所得割課税額が21万200円以下につきましては2万500円。21万1,201円以上の方は2万5,700円と国の基準額が示されました。

実際のキャッシュフローなのですが、網走市の多くの幼稚園は1万6,000円から1万7,000円の月謝をいただいております。保護者の皆様方は、4月から1万7,000円、5月1万7,000円、6月と、定額で払っていくのですが、先ほど言いました就園奨励費が、国の交付決定を受けるのが年末ぐらいになりますから、キャッシュバックというか後ろ側から引いていく、3月分はいりませんよ、2月分はいりませんよ、12月はいりませんよ、11月分は差額のいくら支払ってくださいと、後ろのほうで引いているのですが、月額で負担していただいているのですが、補助金が年末に当たって後ろから引くので、年度を通せば所得に応じた負担になっているという流れでございます。

次に、資料に戻っていただきまして、3. 財源イメージについて御説明申し上げます。

上段のほうは現行制度の幼稚園運営費の財源フレームについて記載しております。

左側に記載のとおり、国、道からの私学助成費と、右側の保護者から徴収している保育料で運営を賄っております。

この保育料のうち、保護者の皆様方には、先ほど説明いたしました幼稚園就園奨励費という補助金が所得の状況によって交付されて、保育料の軽減が図られているところでございます。

次に、下段の新制度の財源フレームについて説明させていただきます。

以前に若干触れましたが、新制度につきましては病院にかかるときの診療報酬に相当する公定価格になると説明させていただきました。自己負担額につきましては、健康保険のように何割という考えではなく、冒頭に説明いたしました国が定める基準に限

度として市町村が定めることとなっております。

その国が定めた国の基準を下の財源フレームに当てはめると、資料記載のとおりとなっております。資料の黒い部分で負担増分というふうになっておりますけれども、保護者の負担がふえるということになります。

この部分の取り扱いについて、上のフレームと比べて保護者の実負担額がふえてしまうという事象に対して、さまざまな手法、角度から財政シミュレーションをかけながら検討をいたしました。

例えば、今回の新制度によって幼稚園の公定価格から試算した収入は増収となります。ですので、上のバーと下のバーで、下のバーが若干左側に多いのはそういうイメージでございます。幼稚園の収入がふえるのであれば、検討の一つとして幼稚園に負担していただいてもよいと国で示しています。

また、いろいろな角度から市税をもって軽減したほうがいいのかと、いやいや折半ではどうかとか、現在の保護者よりも若干の負担もいただいて、それが幼稚園が目に見える形で保護者に今後還元できるのであれば保護者も納得してくれるのではないかと、激変緩和措置ですとか、例えば今在園児がいる期間は今の負担をいただいて、その後を考えてはどうかとか、いろいろな試算をしました。

その結果、最終的な結論といたしまして、おめくりいただきまして次のページの4. 当市における利用者負担額についての考え方というところに記載してございます。

まず、(1)ですけれども、新制度の普及、促進に鑑みて、市費において国が定めた水準を軽減するという考え方でございます。

つまり、新しくこの制度が始まるタイミングで保護者の方々に今よりも経済的負担を強いるものではないという考え方から、その負担を保護者でもなく幼稚園でもなく、市税をもって軽減を図るという結論に至ったものです。

また、(2)に記載のとおり、利用者負担を算出する方法については、国の考え、算出方法に準じて定めることといたしました。

それで先ほどと同じように、まず①入園料に毎月の保育料を加えた当市の平均額ですが、先ほどは国の平均をお示ししましたが、網走市の平均は年額で23万2,000円から23万4,000円となっております。

②の就園奨励事業の国の補助基準については、網走市は国の国庫補助基準と同額で執行していますから、これは考え方は同じとしまして、③の水準額①から②を引いた実負担額をベースに設定しました。これらを差し引いて所得段階別月額に置きかえたものが中段の表となっております。

生活保護の世帯については負担額はなしと。市民税が非課税の世帯は第1子1,300円。市町村民税所得割課税額7万7,100円以下の方は8,300円。所得割課税額21万1,200円以下の方は1万2,700円。所得割課税額21万1,201円以上については1万7,900円の御負担をいただくということで考えてございまして、第2子については国と同様に第1子の半額と考えたところでございます。

次に、これらにかかわる財源について説明いたしますけれども、先ほどの財源イメージのほうに戻っていただきたいと思います。

先ほど説明した黒く塗りつぶした負担増分をなるべく現制度の保護者負担に近づけようとした場合の、市税の負担が約5,100万円でございます。

その隣の下のバーの施設型給付費の全国統一費用の市4分の1にかかわる部分が約2,100万円です。

それと、その隣の下のバーの左側、地方単独費用の市2分の1と書かれた分の負担が約5,000万円でございます。これらを合わせると約1億2,200万円ということになりますが、地方単独費用の部分の2分の1については、現在国の説明では交付税措置をされるということでございますので、その5,000万円を引きますと7,200万円です。

それで、上のバーに行きますけれども、現在私立幼稚園就園奨励費の市の3分の2の負担がございす。

国3分の1以内となっていますけれども、実際には国から3分の1は来ないという実情にありまして、近年就園奨励費をどんどんかさ上げしていくのはいいのですが、それに伴って市税の投入、市費もふえているという状況にありまして、平成25年度のベースでは市の負担額が4,800万円でございます。

先ほど言った数字からもともと負担していた4,800万円を引いた場合に、トータルとして今回の市税投入額は2,400万円と試算しているところでございます。

以上で財源の説明を終わります。説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○渡部眞美委員長 それでは質疑に入ります。

○松浦敏司委員 最初に、これはなぜ今この時期なのかということで、例えば20日の臨時会もあったので、その時でもよかったのかと思うのですが、きょうに至った理由が何かあれば伺いたいと思います。

○野呂俊広子育て支援課長 冒頭申し上げたのですけれども、幼稚園の園児募集が11月の中旬ごろから始まるのですけれども、具体的に来年度の月謝が一体幾らか、具体的な方向感でも示さないで説明のしようがないという幼稚園のほうから要望があったのと、その前にこの制度についての説明会を11月6日から順次市内で始めていきたいと思っていまして、そのことで言えば、考え方について、11月の臨時会ではなく、この段階でなるべく早めに考え方について聞いていただくという趣旨でございます。

○松浦敏司委員 今回は考え方ということで、多分これがいつの日か具体的な形で議会に上がってくるのだと思うのですが、その辺はどのようなのですか。

○野呂俊広子育て支援課長 この所得階層別の表につきましては規則で定めようと思っておりますが、今の保育料もそうですけれども、条例では別に定めるということになっていまして、それで規則で定めるというふうに考えてございます。

もちろん説明会の時には表をお示しするのですが、それはあくまでも議会で決定する事案であって、今示せるのはあくまでも案ですということでお示ししたいと思っております。

○松浦敏司委員 つまり、12月の議会あたりにそういった中身がはっきりと示せるというふうに捉えていいのか。つまり、今ここで言っているのは考え方ということですから。

それに、いまいよくわからないのは、考え方であれば、それでは聞きおきますと、このようになってしまうのですけれども、そのような感じでいいかどうか。

○酒井信隆福祉部長 今回の新制度につきまして、条例制定の提案を12月の議会に予定しております。

その中には、保育料だけではなく全体的なものを新制度として制定をしていかなければならないと。

この部分については幼稚園の保育料の部分なので、一部分です。

ただ、その12月に制定する前に今回説明というのは、これからの市民の方々、利用者の方々に説明を

していくときに、今回の中身を委員会に説明しまして、果たして市の方針がいいのかどうかというところを委員の皆さんの御意見を聞いて、これである程度の意見がよろしいということであればこの形で市民の方々に説明をしていきたいと考えております。

○松浦敏司委員 その辺はわかりました。

それで、基本的に今説明を聞く限り、父母の負担はこれまでと変わらないと、こういうことで確認してよろしいでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 第1子につきましては、月額での端数処理の程度ですので、国と同じく切り上げの考え方をしましたので、月額で多くても100円以内かと考えております。

第2子につきましては、国の基準と同じく半額、第3子については無料としたところでございますが、第2子については就園奨励費が今まで多く当たっていたということもあって、所得階層によっては第2子の負担で今後今までよりも負担額がふえるという方々も発生いたします。

階層にもよりますけれども、月額が650円から月3,950円程度となってございます。

○松浦敏司委員 基本的にはわかりました。

さほどふえないということであります。

一つには市費において国の定めた水準を軽減すると、これは市が持つということ。

それで、事業者は一定の負担はするということになるのか、それともしないのか、その辺はどうなのでしょう。

○野呂俊広子育て支援課長 事業者のほうでは、経営が安定している状態であれば、市町村が定めた基準額よりも低く設定してもいいとなってございます。

○松浦敏司委員 話はそれでとりあえずわかりました。

関連して、この間報道の中で、認定こども園がこの新しい制度になることによって収入が相当減るということで、このままだと認定こども園を返上したいというような声が相当上がっているという記事を見ました。

そういう意味では、網走も認定こども園があるという点で、その辺はどのようにお考えなのか、網走の現状について伺いたいと思います。

○野呂俊広子育て支援課長 最近新聞報道等でなされている認定こども園の返上の動きなのですが、公定価格が発表された当初から、園児数が多い

大規模な認定こども園について、減収となるのが数千万円に上がるということで報道されています。

この中身なのですけれども、園児数が多くなればスケールメリットが働くということで、具体的に言うと271名以上の定員になると職員の4名の配置が頭打ちになって、5名、6名とはなっていないということと、認定こども園の幼稚園部門と保育園部分でそれぞれに施設長がいた場合に、それぞれに費用がかかるわけなのですが、公定価格上の設置では1名しか計上されていないということもあって、そういう声を受けまして、現在政府のほうでは加算の見直しをしようと言っております、それが予算編成の過程で見直しを行っていくということで新聞報道がなされています。

網走市につきましては、現在ある網走市の認定こども園は定員100名ですので、これによって減収になるという試算はいただいておりますので、その辺は試算していただいてそういう回答をいただいているところでございます。

○松浦敏司委員 私のほうからは以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○金兵智則委員 今の松浦委員とのやりとりである程度のことは理解したのかと思うのですが、一点素朴な質問をしたいと思うのですが、来年度から幼稚園に入園される方というのは、多分年当初に一回入園料というのが発生していたのかと思うのですが、それはなくなるという考え方でよかったですでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 入園料の考え方については、教育に要する費用として今回公定価格の中に入れなさいという通知がありまして、今回の試算において入園料も含めて決めています。

入園料はなくなると思います。この月謝の中に入ると思います。

○金兵智則委員 今までだと入園料と月謝があったからこの総額になるということで、それを合算した金額を12で割った金額ですから1万7,900円ぐらいになるのですというので、そのほかにまた別途入園料が来年度はかかるということはないということではないのですか。

○野呂俊広子育て支援課長 そのとおりでございます。

○金兵智則委員 多分保護者の方々にしてみればここが一番気になることだと思いますし、多分松浦委員が一番最初に質問されたのは、なぜこの時期かと

というのは、もっと早くてもよかったのではないかと
いうようなことではなかったのかと思います。

ぎりぎりになってこの時期に出てくるというのが、
もっと議論する余裕のある時期にやったほうが
よかったのではないのかと。

ここが多分保護者の方からすると一番大事なところ
になりますので、順番的にはここがもっと早い時期
に出てよかったのではないかという質問だったの
ではないかというふうに思いますので。

制度が新しくなって大変な部分もありますけれど
も、使う側、保護者の方々、子どもたちの負担にな
らないような対応を今後もとっていただきたいとい
うふうに思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○山田俊美委員 今回網走市で定めた利用者負担額
なのですけれども、これは全国、全道的に見てどう
いう水準にあるのでしょうか。

○野呂俊広子育て支援課長 今回幼稚園の利用者負
担額を決めるに当たって、もちろん全道の状況です
とか、全国的な考え方ですとかを調査いたしました。

道東6市においては、釧路市、根室市、帯広市は
新制度に移行する幼稚園がないということで具体的
な数値はいただけませんでした。

紋別市につきましても、全部の幼稚園が認定こど
も園になるということですから、これも参考になる
数字はいただけませんでした。

全国的にも発表されている市町村がまだ少ないで
すので、少ない情報量の中で集めたのですけれど
も、例えば、北海道であれば札幌市ですとか旭川市
の状況なども情報を入手しましたけれども、考え方
については同じ考え方をしている状況にございま
す。

○山田俊美委員 考え方はいいのですけれども、負
担の水準というのですか、要するにその辺なのです
けれども。

○野呂俊広子育て支援課長 具体的な数字はきょう
持ち合わせてはいないのですけれども、当然札幌市
の幼稚園は平均が高くなるものですから、網走市よ
りも高くなっています。

旭川市も網走市と比べると平均の幼稚園の月謝は
高くなっているのです、網走市よりも高くなってござ
います。

○山田俊美委員 今おっしゃったとおり、私も少し

調べてみたのですけれども、この水準が結構低く
て、利用者にとってはいいだろうというような判断
をしています。

ですから、この水準以下になることはないかもし
れませんが、こういった水準、ほかよりも安く
提供できるということは評価できることだと思
いますので、このような形でやっていただきたいと思
っております。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部眞美委員長 なければ議件2のその他に移
ります。

各委員何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者より何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これにて生活福祉委員会を閉
会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時26分閉会
